

医薬品の安全使用のための手順書

医薬品の販売における安全対策として以下の通り業務を遂行します。

商品の選定・陳列	自主ルールに基づいて、販売する医薬品の種類を限定します。医薬品と他の商品とを明確に区別して表示します。	
情報提供	販売に関する許可を有することをサイト上（トップページ及び会社概要ページ）に記載しています。購入や使用に当たりご不明な点は、専門家が以下の連絡手段で対応します。	
お問い合わせ先	メール taka1101@atlas.plala.co.jp 電話番号 046-837-1102 お問い合わせ時間 平日9:00~20:00	
申込み	一部の商品について、販売個数制限を設ける場合がございます。	
申込みの承諾	申込内容に不明な点がある場合、購入目的などを確認させていただく場合があります。	
商品の引き渡し	不審な購入申し込みによる出荷がないか、商品発送業務の管理を徹底しております。	
個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置	お客様からいただく個人情報は、ご利用履歴の管理のために使用させていただきます。（個人情報の取り扱いについて）また、個人情報の保護に関する法律および「医療介護関係における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に従い適切に取り扱います。	
販売後の対応	必要に応じ、専門家がご相談に対応します。	
要指導薬、第一類、第二類、第三類医薬品の定義	要指導医薬品	医療用から一般用に移行して間もなく、一般用としてのリスクが確定していない、スイッチ直後品目・毒薬・劇薬のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に元ずく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつその適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われことが必要なものとして厚生労働大臣が指定する物。その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なもの。
	第一類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なもの。 厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に関して第14条第8項第1号に該当するとされた医薬品であつて当該申請にかかわる承認を受けてから厚生労働大臣で定める期間を経過しないもの。 （特にリスクの高い医薬品）
	指定第二類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導薬、第一類医薬品を除く）であつて厚生労働大臣が指定するもの。（リスクが比較的高い医薬品） その中でも、相互作用や患者背景等の条件によって、健康被害のリスクが高まるものや、依存性・習慣性のある成分などは「指定第二類医薬品」として区別しています。
	第二類医薬品	その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導薬、第一類医薬品を除く）であつて厚生労働大臣が指定するもの。（リスクが比較的高い医薬品）
	第三類医薬品	要指導薬、第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品。 比較的风险が低く、日常生活に支障をきたす程度ではないが、身体の変調不調が起こるおそれがある医薬品。

要指導薬、第一類、第二類、第三類医薬品の表示に関する解説	<p>個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。 一般用医薬品のリスク区分ごとに、「要指導薬」「第一類医薬品」「第二類医薬品」「第三類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 第二類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品を（指定第二類医薬品といいます）については、二の文字を○（丸枠）又は□（四角枠）で囲みます。 一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。 また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。</p>																								
要指導、第一類、第二類、第三類医薬品の情報の提供に関する解説	<p>第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品にあつては、それぞれ情報提供の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。 登録販売者とは、都道府県の試験に合格した一般用医薬品の販売を担う新たな専門家です。</p> <table border="1" data-bbox="312 439 1471 958"> <thead> <tr> <th>医薬品のリスク分類</th> <th>質問がなくても行う情報提供</th> <th>相談応需の方法等</th> <th>対応する専門家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要指導医薬品</td> <td>対面。書面を用いて(義務)</td> <td>対面、電話(義務)</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td>第一類医薬品</td> <td>対面、電話、ネット、文書。書面を用いて(義務)</td> <td>対面、電話、ネット又は文書(義務)</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td>指定二類医薬品</td> <td>対面、電話、ネット、文書。書面を用いて(義務)</td> <td>対面、電話、ネット又は文書(義務)</td> <td>薬剤師又は登録販売者</td> </tr> <tr> <td>第二類医薬品</td> <td>対面、電話、ネット、文書。(努力義務)</td> <td>対面、電話、ネット又は文書(義務)</td> <td>薬剤師又は登録販売者</td> </tr> <tr> <td>第三類医薬品</td> <td>対面、電話、ネット、文書。(必要に応じて)</td> <td>対面、電話、ネット又は文書(義務)</td> <td>薬剤師又は登録販売者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし当社、実店舗取り扱い分類は全分類。特定販売では二、三類の取り扱いとさせていただきます。</p>	医薬品のリスク分類	質問がなくても行う情報提供	相談応需の方法等	対応する専門家	要指導医薬品	対面。書面を用いて(義務)	対面、電話(義務)	薬剤師	第一類医薬品	対面、電話、ネット、文書。書面を用いて(義務)	対面、電話、ネット又は文書(義務)	薬剤師	指定二類医薬品	対面、電話、ネット、文書。書面を用いて(義務)	対面、電話、ネット又は文書(義務)	薬剤師又は登録販売者	第二類医薬品	対面、電話、ネット、文書。(努力義務)	対面、電話、ネット又は文書(義務)	薬剤師又は登録販売者	第三類医薬品	対面、電話、ネット、文書。(必要に応じて)	対面、電話、ネット又は文書(義務)	薬剤師又は登録販売者
医薬品のリスク分類	質問がなくても行う情報提供	相談応需の方法等	対応する専門家																						
要指導医薬品	対面。書面を用いて(義務)	対面、電話(義務)	薬剤師																						
第一類医薬品	対面、電話、ネット、文書。書面を用いて(義務)	対面、電話、ネット又は文書(義務)	薬剤師																						
指定二類医薬品	対面、電話、ネット、文書。書面を用いて(義務)	対面、電話、ネット又は文書(義務)	薬剤師又は登録販売者																						
第二類医薬品	対面、電話、ネット、文書。(努力義務)	対面、電話、ネット又は文書(義務)	薬剤師又は登録販売者																						
第三類医薬品	対面、電話、ネット、文書。(必要に応じて)	対面、電話、ネット又は文書(義務)	薬剤師又は登録販売者																						
要指導薬に関する陳列等に関する解説	<p>要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画内の陳列設備に陳列します。もしくは、鍵をかけた陳列設備・購入者等が直接手の触れない陳列設備に陳列します。また、一般用医薬品と混在させないように陳列します。</p>																								
指定第二類医薬品に関する陳列等に関する解説	<p>指定第二類医薬品を、新構造設備規則に規定する「情報提供を行うための設備」から7メートル以内の範囲に陳列します。もしくは鍵をかけた陳列設備・陳列設備から1、2メートル以内の範囲に購入者等が進入できないような措置を講じます。</p>																								
指定第二類医薬品購入時の禁忌の確認及び専門家への相談を進める旨	<p>指定第二類医薬品は【指定第2類医薬品】を表示します。また、使用上の注意の確認及び薬剤師又は登録販売者に相談するよう商品ページ内に明記し、注意喚起を促し情報提供の機会を高めます。</p>																								
一般用医薬品の陳列に関する解説	<p>第一類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認してください。また、指定第二類医薬品の使用については、薬剤師又は登録販売者に相談することをお勧めします。</p>																								
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	<p>〔医薬品被害救済制度〕 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 救済制度相談窓口 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)</p>																								
苦情相談窓口	<p>横須賀市保健所健康づくり課医事薬事係 046-824-7501 受付時間 平日 8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00</p>																								